

新生児聴覚検査費用の一部を助成します

上山市では、出産後に産科医療機関で実施する赤ちゃんの耳の聞こえの検査費用（初回検査）の一部を助成しております。

生まれつき耳の聞こえにくさがある赤ちゃんは、およそ1000人に1～2人といわれております。聞こえにくさの発見が遅れると、ことばの発見が遅れたりコミュニケーションがとりにくいなどの支障が起きることがあります。

赤ちゃんの健やかな発達のためにも新生児聴覚検査を受けましょう。

対象となる方

検査日においてお子さまおよびその保護者の方が上山市内に住所を有する方。

＊聴覚検査を実施する時期

新生児期の入院中または外来において初めて実施するもの

特別な事情がある場合には、概ね生後6か月までに実施するもの

対象となる検査・助成額

自動聴性脳幹反応検査（AABR）

耳音響放射検査（OAE）

- ・上記検査ともに5000円を上限に助成します。
- ・上記検査のうちいずれか1回（初回検査のみ）となります。
- ・検査の費用が上限に満たない場合は、その額となります。
- ・保険治療に該当する場合は公費負担対象外です。



申請期間・申請方法

対象の聴覚検査を実施した日から6か月以内に、次の書類を添えて子ども子育て課（12番）窓口にて申請してください。

- ① 上山市新生児聴覚検査費助成金交付申請書兼請求書
- ② 母子健康手帳（聴覚検査の結果が明記されているもの）
- ③ 出産に係る診療明細書・請求書・領収書（聴覚検査に係る費用が記載されているもの）
- ④ 振込通帳（申請者名義）
- ⑤ 認印

上山市子ども子育て課 母子保健係 （12番窓口）
〒999-3192 上山市河崎 1-1-10 電話 023-672-1111